

中山間地域等直接支払制度の中間年評価について

1 中間年評価について

(1) 中間年評価の趣旨・目的

市町村長が行う中間年評価は、全ての集落協定等に対して、協定に定めた取組の達成状況、進捗状況等を評価するとともに、取組が不十分な協定に対しては、取組の改善に向けた適切な指導・助言を行うことを目的としている。

具体的には、集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項や集落マスタープランに定めた取り組むべき事項等の達成状況及び自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況等について評価を行うこととしている。

更に、中間年評価の結果、取組の改善が見込まれないと判断した場合には、交付金の停止や返還等の措置を講じることとしている。

(2) 中間年評価における留意点

中山間地域等直接支払制度の中間年評価は、平成19年度の実施状況の確認に併せて行うこととしているが、その際、次の点に留意して実施する必要がある。

- ① 市町村長が行う中間年評価は、全ての集落協定等の取組状況について実施するとともに、その評価結果を踏まえた適切な対応が必要となることから、評価の実施者である市町村において混乱が生じないように、評価内容等について十分な理解を得るとともに、評価の実施体制を整える必要がある。
- ② 実施要領の運用に規定するとおり、中間年評価の結果あるいは中間年評価実施以降の集落等の状況によっては、交付金の交付停止や遡及返還の措置があり得ることから、適切な評価手法により実施する必要がある。
- ③ 全ての集落協定等を対象とする評価となることから、事務負担の軽減についても配慮する必要がある。

2 試行調査の実施について

(1) 試行調査の趣旨

以上のことから、中間年評価の実施年の前年度（平成18年度）において、試行的に調査を実施し、それにより中間年評価の実施体制及び評価内容に関する課題等を把握することとする。

(2) 調査項目・内容

調査項目は、実施要領等に規定する評価の項目(実施要領の運用第18の2)、交付金の返還等に係る項目(実施要領の運用第9)とする。

なお、数値化が可能な項目については、目標値及び実績値を確認し達成率を把握する。数値化に馴染まない項目については、目標の達成状況について把握する。

- ① 農業生産活動等として取り組むべき事項等の設定内容及び管理・活動状況について、可能な限り数値化し定量的に把握する。

(水路・農道の管理、多面的機能の増進活動(棚田オーナー制度、景観作物、市民農園 等))

- ② 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の設定内容及び達成状況について把握する。

(担い手育成、農地集積、営農組織設立、他集落との連携、グリーン・ツーリズム 等)

- ③ 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の設定内容及び達成状況について、定量的に把握する。

(A・B要件の活動(機械・作業の共同化、新規就農者の確保、都市住民との交流 等))

- ④ 個別協定にあっては、農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項の目標値と実績値を明確化し、取組の実施状況について把握する。

- ⑤ 土地利用調整加算に取り組む協定について、利用権の設定等又は農作業受委託契約を行う農用地面積の目標値と実績値を明確化し、取組の実施状況について把握する。

- ⑥ 法人設立加算に取り組む協定について、法人設立の実施状況について把握する。

(3) 調査対象

中間年評価は全ての集落協定等を対象として実施することから、全ての交付金交付市町村において1協定以上の調査が可能となるよう、調査対象となる協定を選定する。

なお、調査対象となる協定の選定は別紙により国が行い、集落協定、個別協定併せて1,388協定(全協定数の約5%程度)とする。

(4) 調査スケジュール

試行調査は、平成18年度の実施状況の調査に併せて実施する。(H19. 2～6)

試行調査の結果は、実施状況調査の取りまとめと調整しつつ、平成19年6月上旬を目途に取りまとめる。

【参考】 中間年評価に向けたスケジュール（案）

- | | | | |
|---|-------|-------|--------------------------|
| ○ | 平成19年 | 2月 | 第23回検討会
・ 試行調査実施の概要説明 |
| ○ | 〃 | 2～6月 | 試行調査の実施 |
| ○ | 〃 | 6月 | 第24回検討会
・ 試行調査結果の検討 |
| ○ | 〃 | 7～11月 | 課題の整理及び評価手法の構築 |
| ○ | 〃 | 12月 | 第25回検討会
・ 中間年評価実施の検討 |
| ○ | 平成20年 | 1～6月 | 中間年評価の実施 |
| ○ | 〃 | 6月 | 第26回検討会
・ 中間年評価結果の説明 |

項目 \ 年度	H18			H19												H20				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	
検討会		第23回 ◎				第24回 ◎						第25回 ◎						第26回 ◎		
試行調査		試行調査実施				課題整理・評価手法構築														
中間年評価														中間年評価実施						
実施状況		H18実施状況										H19見込み		H19実施状況						

実施要領等(抜粋)

【実施要領】

第13 交付金交付の評価

- 1 交付金の評価は、中間年評価及び最終評価とする。
- 2 市町村長は集落等の取組状況进行评估し、その結果を都道府県知事に報告することとする。

【実施要領の運用】

第18 交付金交付の評価

- 1 実施要領第13の1の「交付金の評価」は、以下のとおり実施する。
 - (1) 中間年評価は、市町村が行う平成19年度の実施状況の確認に併せて行い、平成20年6月末までに実施する。
- 2 評価は、集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定めた取り組むべき事項等の達成状況及び自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況等について行う。
- 3 市町村は、中間年評価において、集落協定又は個別協定で規定した取組が不十分な協定に対しては、取組の改善に向けた適切な指導・助言を行うものとし、改善が見込めない協定にあっては、第9の1の(3)、(4)、(6)及び(7)の措置を講ずるものとする。

第9 交付金の返還等

1 交付金の返還

- (3) 中間年評価の実施年度以降において、集落マスタープランに定めた取組が適切に実行されず、かつ、市町村長が当該取組について、改善が見込まれないと判断した場合には、協定農用地のすべてについて、次年度以降の交付金の交付対象としない。
- (4) 中間年評価の結果、集落協定にあっては「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」が、個別協定にあっては「農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項」が適切に実行されず、かつ、市町村長が平成21年度までに実施されることが困難と判断した場合は、交付金額に0.2を乗じて得た額を、協定認定年度に遡って返還する。
- (6) 土地利用調整加算について、協定に位置づけられた目標が、中間年評価の結果、目標の達成が見込めない場合は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。
- (7) 法人設立加算について、協定に位置づけられた目標が、中間年評価の結果、目標の達成が見込めない場合は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。

中間年評価の試行調査における調査対象協定の選定について

1 調査対象となる協定数

全国の交付金交付市町村において1協定以上の調査が可能となるよう、全国で1,388協定（集落協定1,365、個別協定23）を選定する。（全教定数の5%程度）

2 調査対象協定の選定

（1）集落協定

① 集落協定を有する全国の市町村から1市町村当たり1協定を選定（計1,036協定）。

＊各市町村ごとに、協定整理番号1番の集落協定を選定。

② ①に加え、各都道府県における協定数をもとに比例配分を行い、全国で329協定を選定。

＊協定整理番号11番の協定を都道府県ごとに割り当てた配分数だけ市町村コード順に選定。

ただし、選定した協定の面積規模の構成を考慮に入れ、協定面積50ha未満の協定に限定。

（2）個別協定

自作地を含まない個別協定は、その活動すべき内容が要領上規定されていないため評価が難しいことから、自作地を含む個別協定に限定して、1市町村当たり1協定を選定（計23協定）。

＊協定整理番号1番の個別協定を選定。ただし、上記（1）の①②により2集落協定が選定された市町村については、個別協定は選定しない。